



宮 崎 県 公 報

令和元年11月11日(月曜日) 第55号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁	
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1		○ふぐ処理師試験の実施……………(衛生管理課) 3
○指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 1		○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………(商工政策課) 4
○指定介護予防サービス事業者の指定……………(“) 1		○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(3件)……………(“) 4
○指定居宅サービス事業の廃止……………(“) 2		○県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(農村整備課) 5
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(“) 2		○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……………(水産政策課) 5
○指定介護予防サービス事業の廃止……………(“) 2		人事委員会告示
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境管理課) 3		○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報……………9
公 告		雑 報
		○一ツ葉有料道路の料金の額及び徴収期間の変更……………9

告 示

宮崎県告示第 520号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日南地区医薬分業支援センター会営薬局	日南市中平野3丁目7番14号	令和元年10月1日

宮崎県告示第 521号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570601437	デイサービスやすらぎの里	宮崎県日向市塩見14005番地	合同会社やすらぎ	宮崎県日向市塩見14005番地	令和元年9月1日	通所介護
4571901083	デイサービスひなた	宮崎県東諸県郡綾町南保622番地3	医療法人綾風会	宮崎県東諸県郡綾町南保622番地3	令和元年9月1日	通所介護
4560290381	訪問看護ステーションはっぴー	宮崎県都城市南横市町3885番地2	株式会社ピースオブマインド	宮崎県都城市南横市町3885番地2	令和元年9月2日	訪問看護

宮崎県告示第 522号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560290381	訪問看護ステーションはっぴー	宮崎県都城市南横市町3885番地2	株式会社ピースオブマインド	宮崎県都城市南横市町3885番地2	令和元年9月2日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第523号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4510211636	医療法人社団仮屋医院	宮崎県都城市上水流町2348	医療法人社団仮屋医院	宮崎県都城市上水流町2348	令和元年9月30日	短期入所療養介護
4570600710	あったかほーむ愛あい	宮崎県日向市財光寺2939番地8	特定非営利活動法人あったかほーむ愛あい	宮崎県日向市財光寺2939番地8	令和元年9月30日	訪問介護
4570601049	デイサービスセンターほそしま	宮崎県日向市日知屋古田町11番地1	有限会社共栄調剤薬局	宮崎県延岡市柳沢町2丁目3番地2	令和元年9月30日	通所介護
4570900490	活発えびの短時間道場	宮崎県えびの市原田2734番地90	株式会社O T - R o a d	宮崎県えびの市原田3258番地5	令和元年9月30日	通所介護

宮崎県告示第524号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護療養型医療施設		開設者		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4510211636	医療法人社団仮屋医院	宮崎県都城市上水流町2348	医療法人社団仮屋医院	宮崎県都城市上水流町2348	令和元年9月30日	介護療養型医療施設

宮崎県告示第525号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称 又は氏名	主たる事務所の所在地		
4510211636	医療法人社団仮屋医院	宮崎県都城市上水流町2348	医療法人社団仮屋医院	宮崎県都城市上水流町2348	令和元年9月30日	介護予防短期入所療養介護

宮崎県告示第 526号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更しようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり(延岡市松山町1番4の一部、4番5の一部、4番6の一部)

(「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

公 告

ふぐ取扱条例(昭和33年宮崎県条例第29号)第10条の規定により、令和元年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

令和2年1月20日(月曜日)及び1月21日(火曜日)

2 試験の場所

宮崎市保健所 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2

3 試験科目及び試験時間

種類	試験科目	日程	時間
学科試験	衛生法規 公衆衛生学及び食品衛生学 (ふぐに関する知識を含む。)	1月20日 (月曜日)	午前10時から午前11時まで
	実技試験	ふぐの種類鑑別	1月20日 (月曜日)
解体除毒処理、臓器の鑑別及び食用適否判断		1月20日 (月曜日)	午後零時30分から午後5時までのうち約1時間
		1月21日	午前10時

(火曜日)

から午後5時までのうち約1時間(受験者数次第では、終了時間を延長して20日のみとなることがある。実技の日時については、後日送付する受験票で通知する。)

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 調理師法(昭和33年法律第147号)の規定により調理師の免許を受けている者又は栄養士法(昭和22年法律第245号)の規定により栄養士の免許を受けている者
- 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者)で、飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業若しくはそうざい製造業を行う施設、寄宿舎、学校、病院その他の特定多数人に食品を調理加工して供与する施設又は食品等取扱条例(昭和26年宮崎県条例第21号)第3条第2項第1号の製造業の施設のうち、鮮魚介類(生きているものを除く。)及びその製品を取り扱う施設において、調理加工の業務に2年以上従事したことがあり、かつ、現にその業務に従事し、知事が定める講習基準による所定の課程を修めたもの

5 受験手数料

7,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 受験願書の受付期間

令和元年11月25日(月曜日)から12月6日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とし、郵送の場合は、12月6日付けの消印のあるものまで有効とする。

7 受験願書の提出先

受験者が業務に従事している営業所又は就業所の所在地(現に業務に従事していない者にとっては、その住所地)を管轄する保

健所の長を経由して知事に提出すること。

8 提出書類

- (1) ふぐ処理師試験受験願書 2通
- (2) 4(1)に該当する者は、調理師免許証又は栄養士免許証の写し(提出先の保健所で写しをとるので、原本も提出すること。)
- (3) 4(2)に該当する者は、学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類(卒業証明書、修了証明書、学力に関する証明書又は卒業証書の原本)、施設において2年以上食品の調理加工の業務に従事したこと及び現在その業務に従事していることを証する当該施設の所有者又は管理者の証明書並びに知事が定める講習基準による所定の課程の受講証明書 各1通
- (4) 写真(最近3か月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像で、縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自書したもの) 1葉
- (5) 受験票及び写真票(返信用63円切手を貼付) 1通

9 受験票の交付

受験票は、試験日から1週間前までに郵送で交付する。

10 受験者心得

- (1) 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。
- (2) 持参するもの
受験票、筆記用具、実技試験用ふぐ(トラフグ)、包丁、白衣などの作業着、帽子、マスク、前掛け、作業用靴及び手ぬぐい

11 その他

- (1) 実技試験用のトラフグは、大きさが800グラム以上のものであること。
- (2) 合格発表は、令和2年2月5日(水曜日)とし、合格者の受験番号を各保健所及び県庁ホームページにて掲示する。
- (3) 受験手続その他不明の点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課(電話0985(26)7076)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブックスミスミ都城店
都城市早水町4500

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和元年5月31日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年11月11日から令和元年12月11日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ダイレックス大塚台店
宮崎市大塚台西一丁目2-4

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和元年8月1日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年11月11日から令和元年12月11日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、三股町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス三股店
北諸県郡三股町大字樺山4963番1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和元年9月24日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年11月11日から令和元年12月11日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス南延岡店
延岡市別府町4452番2 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和元年10月3日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年11月11日から令和元年12月11日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルショク中央通店
宮崎市中央通3番42号
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更
令和元年7月2日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年11月11日から令和元年12月11日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、吉野地区1換地区県営土地改良事業(宮崎市、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和元年11月11日から令和元年12月9日まで
- 3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る換地計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。)、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

令和元年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国第15位(平成29年)の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

(2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画(未来みやざき創造プラン)の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。

(4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。

(5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。

(7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。

(8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

(9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制(法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ)。

の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		平成30年	令和元年(平成31年)
	まさば及びごまさば	37,500トン	12,000トン
	まいわし	47,500トン	65,000トン
	まあじ	若干	若干

(注) 「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から令和元年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。「令和元年(平成31年)」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		平成30年	令和元年(平成31年)
	まさば及びごまさば	36,464トン	11,680トン
	まいわし	47,177トン	64,578トン
	まあじ	若干	若干

(注) 「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から令和元年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。「令和元年(平成31年)」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。)の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

(1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中にあって、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。

(2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。

(3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。

(4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第5管理期間(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの(以下「小型魚」という。)	13.4トン	うち 1.5トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの(以下「大型魚」という。)	14.6トン	うち 1.5トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

また、都道府県間での配分量の融通の取組等により、融通の協議が整った場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の知事管理量は公表内容を反映した数量とする。

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	8.3トン	11.6トン
本県の定置漁業の割当量	3.6トン	1.5トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

(2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について

(1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当し、各期間別の超過数量については、全数量を次の期間から差し引くことを基本とする。また、期間別の割当量を変更したときは、速やかに公表し、各漁業協同組合へ通知する。

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量		8.3トン	3.6トン
(小型魚)	うち4月～6月	1.9トン	0.9トン
	7月～9月	1.3トン	0.6トン
	10月～12月	1.1トン	1.0トン
	1月～3月	4.0トン	1.1トン

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	11.6トン	1.5トン

(大型魚)	うち4月～9月	10.8トン	0.9トン
	10月～3月	0.8トン	0.6トン

都道府県間での配分量の融通の取組等により、融通の協議が整った場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別及び採捕の期間別の割当量は公表内容を反映した数量とする。この場合において、採捕の種類別の割当量及び採捕の期間別の割当量への配分量については、原則として、当初の割当量の比率で配分する。

また、本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、小型魚と大型魚の別に定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を发出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合(以下「所属漁業協同組合」という。)に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生

	存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量(留保の数量を含む。)の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等(小型魚及び大型魚)

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。
- ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。
- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業(小型魚及び大型魚)

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。

・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。

・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 協定の締結について

県は、法第13条第2項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁業協同組合と検討準備を進める。

(5) 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。

② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

(1) 第2管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について
第2管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割(2.9トン)を上限として9年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表1 第2～第5管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第2管理期間超過量合計	第3・第4管理期間期の首の差し引き済み数量	第5管理期間期の首の差し引き数量	第3管理期間の未消化数量による繰り上げ返済数量	第5管理期間の資源評価調査のための充当数量
24.6トン	5.4トン	2.9トン	1.4トン	0.2トン

表2 第5管理期間以降の本県の小型魚の漁獲可能数量の表

	本県全体の差し引き数量	差し引き後の本県漁獲可能数量
第5管理期間(2019年)	2.9トン	11.8トン
第6管理期間(2020年)	2.9トン	11.8トン
第7管理期間(2021年)	2.9トン	11.8トン
第8管理期間(2022年)	2.9トン	11.8トン
第9管理期間(2023年)	2.9トン	11.8トン
第10管理期間(2024年)	2.9トン	11.8トン

第11管理期間 (2025年)	1.8トン	12.9トン
--------------------	-------	--------

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令(法第10条関係)が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様

の指導を行う。

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第1号

宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報に次のとおり定め、令和元年度に実施する試験から適用する。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報(平成26年宮崎県人事委員会告示第2号)は廃止する。

令和元年11月11日

宮崎県人事委員会委員長 瀧 砂 公 一

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求を することができる期間	口頭により開示請求を することができる場所
試験等の名称	開示する内容		
人事委員会が実施する採用試験(障がい者を対象とする職員採用選考試験を含む。)	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日(第2次試験受験者にとっては、第2次試験合格発表の日)から起算して6月	人事委員会事務局

備考

口頭により開示請求をすることができる期間の例外

警察官採用共同試験において、本県を第1志望とし他都府県を第2志望とする本県第1次試験不合格者が、試験結果について口頭により開示請求をすることができる期間は、第2志望先の最終合格発表日(第2志望先の第1次試験不合格者の場合は第2志望先の第1次試験合格発表日)から本県第1次試験結果の開示期間が終了する日までとする。

雑 報

宮崎県道路公社公告第1号

一ツ葉有料道路の料金の額及び徴収期間を次のとおり変更し、令和2年2月29日から適用するので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定により公告する。

令和元年11月11日

宮崎県道路公社理事長 鈴木 一 郎

1 料金の額 (通行1回当たり単位円)

車両の種類	全線	一期区間		二期区間
		全線	一部 区間A	
普通車	300	150	100	150
大型車(Ⅰ)	500	250	150	250
大型車(Ⅱ)	1,100	550	350	550
軽自動車等	200	100	100	100
軽車両等	40	20	10	20

- (1) 一期区間とは、宮崎市昭栄町から宮崎市佐土原町下那珂までの区間をいう。
- (2) 一部区間Aとは、宮崎市昭栄町から山崎インターまでの区間及び山崎インターから宮崎市佐土原町下那珂までの区間をいう。

- (3) 一部区間Bとは、山崎インターから住吉インターまでの区間及び住吉インターから宮崎市佐土原町下那珂までの区間をいう。
- (4) 二期区間とは、宮崎市田代町から宮崎市大字郡司分までの区間をいう。
- (5) 宮崎市昭栄町から住吉インターまでの区間の料金は、一期区間の全線料金と同一とする。

2 料金の徴収期間

昭和49年4月2日(供用開始日)から令和12年2月28日まで

--	--